

鈴鹿市告示第 2 0 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 0 月 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名：東旭が丘六丁目 8 7 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
東旭が丘六丁目 6873 番 9 地先内	旧	3. 2	5. 7～8. 6
	新	3. 2	6. 8～11. 8

路線名：十宮前里 1 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
十宮四丁目 88 番 21 地先から	旧	6. 1	6. 0～6. 3
十宮四丁目 1059 番 1 地先まで	新	6. 1	6. 3

路線名：十宮一丁目 2 0 1 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
十宮四丁目 88 番 15 地先から	旧	21. 6	4. 4～4. 9
神戸七丁目 1088 番 5 地先まで	新	21. 6	6. 1～6. 6

路線名：池田 1 2 7 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
池田町字神田 1309 番 1 地先から	旧	58. 0	4. 1～4. 6
池田町字神田 1326 番 1 地先まで	新	58. 0	5. 3

路線名：矢橋一丁目柳線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
矢橋一丁目 53 番 1 地先から	旧	35. 4	5. 6
矢橋一丁目 58 番 1 地先まで	新	35. 4	6. 0